

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 6 月 25 日 (火) 第 526 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告

示

- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- くろまぐろ (大型魚) の採捕の停止 (水産振興課取扱い) 1
- 肥料の登録 (経営技術課取扱い) 2
- 肥料の登録の有効期間の更新 (経営技術課取扱い) 2
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 2
- 牛根麓地区特定漁港漁場整備事業計画の公表 (漁港漁場課取扱い) 3
- 鹿児島県議会会議規則の一部を改正する規則 (※) (議事課取扱い) 3
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 4
- 鹿児島県公報第502号の12 (令和 6 年 3 月 29 日付け) の一部訂正 (※) (人事課取扱い) 5
- 鹿児島県公報第510号 (令和 6 年 4 月 26 日付け) の一部訂正 (森づくり推進課取扱い) 5

告 示

鹿児島県告示第496号

鹿児島県青少年保護育成条例 (昭和36年鹿児島県条例第65号) 第 9 条第 2 項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

令和 6 年 6 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25454	令和 6 年 6 月 13 日	雑 誌	漫画ロマン Vol. 23 60115-08	一水社	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
25455			実話ナックルズウルトラ Vol. 31 68550-09	大洋図書		
25456			実話ナックルズGOLD Vol. 38 68550-10	大洋図書		

鹿児島県告示第497号

漁業法 (昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第14条第 1 項の規定により定めた鹿児島県資源管理方針別紙 1 - 4 に規定する鹿児島県定置漁業におけるくろまぐろ (大型魚) の漁獲量の総量が、鹿児島県定置漁業に関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量を超えており、法第33条第 2 項第 1 号に掲げる場合に該当すると認める。

なお、鹿児島県定置漁業においてくろまぐろ（大型魚）の採捕をしてはならない期間は、令和6年6月26日から令和7年3月31日までの間とする。

令和6年6月25日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第498号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

令和6年6月25日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1365号	令和6年6月11日	令和12年6月10日	蒸製骨粉	S T G 蒸製骨粉	窒素全量 3.0 りん酸全量20.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	サンテグレ株式会社	曾於市末吉町南之郷158番地

鹿児島県告示第499号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和6年6月25日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1133号	令和12年7月10日	魚かす粉末	魚粉	窒素全量 7.5 りん酸全量10.0	該当なし	枕崎水産加工業協同組合	枕崎市立神本町12番地

鹿児島県告示第500号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年6月25日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業の期間 令和6年7月1日から令和7年3月31日まで
- 3 作業の地域 阿久根市大川地内及び薩摩川内市西方町

大隅地域振興局告示第19号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和6年6月25日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
こどもサポート	曾於市財部町南	社会福祉法人落	鹿児島市皆与志	水流 純大	令和6年	児童発達

センタースクラ ブ	俣1343番地	穂会	町2503番地		4月1日	支援・放 課後等デ イサービ ス・保育 所等訪問 支援
--------------	---------	----	---------	--	------	--

公 告

牛根麓地区特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により、牛根麓地区特定漁港漁場整備事業計画（令和6年5月7日鹿児島県公報第512号をもって公表）を別冊のとおり変更した。

令和6年6月25日

鹿児島県知事 塩田康一

（「別冊」は、省略し、鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課に備え置いて縦覧に供する。）

議 会 規 則

鹿児島県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月25日

鹿児島県議会議長 松里保廣

鹿児島県議会規則第1号

鹿児島県議会会議規則の一部を改正する規則

鹿児島県議会会議規則（平成3年鹿児島県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。
第32条に次の1項を加える。

- 5 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。
第12章中第107条の次に次の1条を加える。

（資格決定の通知）

第107条の2 法第127条第3項の規定により準用される法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第109条中「外とう、襟巻、つえ」を「コート、マフラー」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第18章中第127条の前に次の2条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第126条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

- 3 前 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第 1 項又は第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第 20 条、第 90 条第 1 項及び第 122 条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第 1 項又は第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第 1 項又は第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第 3 項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第 6 項の規定により前 2 項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第 126 条の 3 この規則の規定（第 29 条第 1 項（第 85 条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第 76 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 20 条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 6 年 6 月 25 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P いくさの子 G F P F	株式会社銀座	4P0453
回胴式遊技機	L パチスロ D 4 D J K B	京楽産業. 株式会社	4S0424

正	誤
----------	----------

令和 6 年 3 月 29 日 付 鹿 児 島 県 公 報 第 502 号 の 12 中 次 の と お り 誤 り が あ っ た の で 訂 正 す る。

ペ ー ジ	7	訂 正 箇 所	下 か ら 11 行 目	誤	第 3 章 第 3 節 第 17 款 及 び 第 18 款 を 次 の よう に 改 め る。 第 17 款 及 び 第 18 款 削 除 第 108 条 から 第 112 条 ま で 削 除
				正	第 3 章 第 3 節 第 16 款 から 第 18 款 ま で を 次 の よう に 改 め る。 第 16 款 から 第 18 款 ま で 削 除 第 106 条 から 第 112 条 ま で 削 除
	10		下 か ら 6 行 目	誤	第 3 条 第 4 項 及 び 第 8 条 第 2 項 中 「, 総 務 企 画 課 」 を 削 る。
				正	第 3 条 第 4 項 中 「, 総 務 企 画 課 長 」 を 削 る。 第 8 条 第 2 項 中 「, 総 務 企 画 課 」 を 削 る。

令和 6 年 4 月 26 日 付 鹿 児 島 県 公 報 第 510 号 中 次 の と お り 誤 り が あ っ た の で 訂 正 す る。

ペ ー ジ	訂 正 箇 所	誤	正
2	上 か ら 19 行 目	第 25 条 の 2 第 1 項	第 25 条 の 2 第 2 項